

SMC金融・経済マーケットレポート

Reporter Your Financial Brain SMC 豊島 健治

強きを助け、弱きを挫く (保証協会の制度変更)

先月末、中小企業庁金融課は全国に52ある信用保証協会に「第三者保証人の原則廃止について」という通達を出した。新聞でも報道されたのでご存知の方も多いと思うが、その通達の概要は、金融機関が中小企業に融資する際、経営に関係のない第三者保証人を徴求する商慣行は減っているものの未だ存在する、第三者保証人が借り手の経営悪化で社会的、経済的負担を強いられる場合が少なからず存在し問題が大きい、このため、18年4月以降の保証申込案件から経営者本人以外の第三者を保証人として求めるのを原則として廃止する、というものだった。

「担保や保証に過度に依存しない貸出の推進」という金融庁の方針に沿った動きに見えるが、第三者保証人に苦しむ中小企業には朗報と云えるだろう。しかし、過渡期には問題は起こる。この通達にも例外規定が設けられている。問題となるのは、「財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合(ただし、協力者等が自発的に連帯保証の申し出を行ったことが客観的に認められる場合に限る。)」という例外規定である。

この例外規定をどう解釈すればいいか。多分、保証協会は財務内容の脆弱な中小企業にはこの例外規定に物を云わせるのではないだろうか。誰も「積極的に連帯保証を申し出るような第三者保証人などいない」ことを知っている。知っているのにこういう文章を入れざるを得ないところにこの問題の根深さがある。

実際、保証協会代弁後の求償権(金融機関から譲渡された債権)回収における第三者保証人の存在は大きい。会社は破綻し何も無い、社長も事実上破産状態 - こうした場合、協会は第三者保証人に保証債務の履行を要求して回収の実を上げるのが常道である。その協会が頼みとする第三者保証人を取ってはいけない - この通達に協会が反発するのは目に見えている。

この通達に先だつこと10日、先月22日 同じく中小企業庁から「中小企業信用保険法施行令

の一部を改正する政令について(料率体系の弾力化)」という通達が出た。保証協会の保証料率を今4月から「従来の一律から経営状況による可変体系へ」移行するというものだが、一律1.35%だった保証料率を「0.5%~2.2%」の幅内で9段階にするという内容と云えばご存知だと思う。中小企業庁は、不公平の是正、成長企業の後押し、あるいは保証機会の拡大等を改訂理由に挙げているが、有り体に云えば、財務内容の良好な会社は負担を軽くし、悪い会社にはもっと負担して貰おうというものである。「全体の平均を1.35%程度とする」という一応の歯止めはあるが、財務内容の劣る中小企業には負担が増加する可能性が高い。

この4月から導入された2つの保証協会制度改定は何を意味するのだろうか。両者に直接の関係はないと思うが、確実に推測できるのは、財務の脆弱な中小企業は、第三者保証人廃止を理由に保証から閉め出される可能性があることと、その関門を通過しても保証料で差を付けられるという現実が待ちかまえているということだ。公平な競争といえども聞こえが良いが、強くならなければ重い負担を強いられることになるのである。

実はこの10年、日本の中小企業もその資金調達構造が大分変わってきた。下表はこの6年の推移である。

	金融機関借入比率	自己資本比率
1998年	48.6%	9.4%
1999年	44.1%	13.4%
2000年	38.6%	19.5%
2001年	40.5%	17.2%
2002年	38.1%	21.2%
2003年	37.0%	20.3%

(出所: 中小企業白書)

70年代から一貫して上昇してきた金融機関借入依存度が、金融危機の最中の98年を境に低下に転じた。反対に自己資本比率は急上昇している。危機の中、必死にリストラに取り組んだ結果が見て取れる。そして保証協会保証残高も既にピークから3割以上減少した。こうした状況の変化を踏まえ行政も舵を切ったのだと私は理解した。

これからどう変化していくのか私も分からない。ただ、財務を強化しなければ存続がより難しくなる時代が到来しているのは確かなことだと思う。皆さん、どうだろうか。